

## 鹿児島市新産業創出支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市新産業創出支援事業の実施に際し、鹿児島市新産業創出支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる事業)

第2条 要綱第3条で定める事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 要綱第5条に定める経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を行うために必要な経費のうち、別表第2のとおりとする。

(補助金の制約)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

- (1) 年度内に同補助金の交付を受けているもの
- (2) 同様の内容で国又は県等の補助事業を行っているもの

(募集)

第5条 要綱第4条で定める支援の対象者は、鹿児島市新産業創出研究会設置要綱第7条に定める部会の参加者を対象に募集するものとする。

(応募方法等)

第6条 要綱第4条で定める支援を受けようとする者は、募集期間内に支援区分に応じ、次に掲げる応募用紙等に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、産業局産業振興部産業創出課（以下「事務局」という。）に持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留による。）するものとする。なお、提出された資料等については返却しないものとする。

(1) 新製品・サービス創出事業

- ア 新産業創出支援事業補助金応募用紙（様式第1）
- イ 新製品・サービス創出事業 事業計画書（様式第2-1）
- ウ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- エ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- オ 課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- カ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料

(2) ヘルスケアサービス実証事業

- ア 新産業創出支援事業補助金応募用紙（様式第1）
- イ ヘルスケアサービス実証事業 事業計画書（様式第2-2）
- ウ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）

- エ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- オ 課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- カ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料  
（事業実績の報告）

第7条 鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号）第14条に規定する実績報告書の提出は、補助事業の完了日から起算して15日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までとする。

- 2 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第6)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

（取得財産等の処分等）

第8条 補助事業者は、当該補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、市長の請求に応じてその収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（その他）

第9条 補助事業の実施により、補助事業者が発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「知的財産権等」という。）を取得した場合のこれら権利は、当該補助事業者に帰属するものとする。また、補助事業者が第三者の知的財産権等に損害を与えたときは、当該補助事業者が自己の責任においてこれを解決するものとし、市は一切その責めを負わないものとする。

付 則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市新産業創出支援事業補助金交付要領第2条に規定する補助事業及び同要領第3条に規定する補助対象経費（以下「交付条件」という。）は、この要綱の施行の日以後に1年目の交付決定を受ける補助金の交付対象者について適用し、平成28年度に、1年目の交付決定を受けた補助金の交付対象者に対する交付条件については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の交付条件は、この要綱の施行の日以後に1年目の交付決定を受ける補助金の交付対象者について適用し、平成30年度に、1年目の交付決定を受けた補助金の交付対象者に対する交付条件については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

支援区分	事業内容
新製品・サービス創出事業	<p>次のいずれかに該当すると認められる新製品や新サービスを開発する事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービスや製品を創出する取組</li> <li>・既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせにより、「食・健康・環境」分野での新たなサービスや製品を創出する取組</li> </ul>
ヘルスケアサービス実証事業	<p>次のいずれかに該当する新たなヘルスケアサービスの事業化のために実施する事業化可能性調査事業や効果検証事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抗加齢（アンチエイジング）や健康増進に関心のある層をターゲットとしたツアーや、滞在型の体験プログラム</li> <li>・現役世代（主に20歳から60歳まで）に対する生活習慣病等の予防サービス</li> <li>・高齢者に対する運動、生活支援、見守り等の公的保険外サービス</li> </ul>

別表第2（第3条関係）

支援区分	補助対象経費	
	経費項目	内容
新製品・サービス創出事業	旅費	国内出張及び海外出張に要する経費
	会議費	会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及びお茶代等）
	研修費	研修プログラム受講料など、専門人材の育成に要する経費
	謝金	外部専門家等に対する謝金や旅費
	備品費	1年以上継続して使用できる物品の購入、製造に要する経費
	借料	機械器具等のリースやレンタル、展示会等への出展等に要する経費
	消耗品・原材料費	備品費に属さない物品や原材料（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への外注に要する経費（請負契約）
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への外注に要する経費（委任契約）
	共同研究費	契約又は協定等に基づき負担する経費
	印刷製本費	パンフレットやリーフレット等の印刷製本に要する経費
	技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
	知的財産権等関連経費	事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や、外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
	運送費	運搬、宅配、郵送等に要する経費
広告宣伝費	広告や宣伝に要する経費	
直接人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費（ただし、補助対象経費の3分の1以内とする。）	

ヘルスケアサービス実証事業	旅費	国内出張及び海外出張に要する経費
	会議費	会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及びお茶代等）
	謝金	モニター、施設、外部専門家等に対する謝金や旅費
	備品費	1年以上継続して使用できる物品の購入、製造に要する経費
	借料	機械器具等のリースやレンタル、展示会等への出展等に要する経費
	消耗品・原材料費	備品費に属さない物品や原材料（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への外注に要する経費（請負契約）
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への外注に要する経費（委任契約）
	共同研究費	契約又は協定等に基づき負担する経費
	印刷製本費	パンフレットやリーフレット等の印刷製本に要する経費
	技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
	運送費	運搬、宅配、郵送等に要する経費
	広告宣伝費	広告や宣伝に要する経費
直接人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費（ただし、補助対象経費の3分の1以内とする。）	